

## 国民健康保険税滞納者に対する資格確認書（特別療養）の交付実施について

### 1. 背景

令和 6 年 1 月まで、国民健康保険税（以下「国保税」という）滞納者へ納税を促す取組として、有効期限が通常より短い半年間の「短期証」の交付を行っていたが、現在、健康保険証はマイナ保険証もしくは資格確認書に移行し、短期証制度は廃止となり、国保税滞納者に対する、納税折衝機会の確保に向けた取り組みが課題となっている。

### 2. 資格確認書（特別療養）の概要

被保険者が医療機関等で療養を受けた際、窓口で一旦、医療費を全額（10 割）負担し、本市へ申請することにより、支払った金額から一部負担額（2～3 割）を差し引いた金額の給付を受ける制度。

### 3. 実施の目的

事業の休廃止や病気など、保険税を納付することができない特別な事情がないにも関わらず、長期にわたり国保税を滞納している世帯主等について、納税相談の機会確保を目的として実施。

### 4. 措置の事前通知対象者の選定基準（市要綱第 2 条の 2）

国保税の納期限から 1 年が経過するまでの間に、納付に資する取組を行ったにも関わらず、国保税を納付しない場合等であって、当該国保税の滞納につき除外事由があるとは認められない者。

#### 【除外事由】（市要綱第 2 条の 3）

- ①原爆一般疾病医療費の支給を受ける被保険者
- ②その世帯に属する被保険者が公費負担医療等（子ども、ひとり親家庭等、重度心身障がい者医療費助成等）の被保険者
- ③18 歳に達する日以降の最初の 3/31 までの間にある被保険者（高校生年代までの被保険者）
- ④ 国民健康保険法施行令第 28 条の 6 各号の規定（災害等）に該当する世帯主及びその世帯に属する被保険者

## 5. 対象者決定までの流れ

「措置の事前通知対象者」に対し、納付勧奨通知等を発送し、納税相談等の場を設ける取組を改めて実施。なお、相談等なく滞納が続く措置候補者を抽出し、措置対象者審査委員会を設置し厳正な審査を図る。

### 【措置対象者審査委員会】（市要綱第7条）

保健福祉部長（委員長）、総務部長、保健福祉部次長、総務部財務室長、国保医療課長、債権管理課長、各担当主査及び委員長が指名する職員をもって構成。

## 6. 対象者の解除事由について（市要綱第14条）

滞納保険税を納付し、滞納が解消された場合や納税相談により、納税計画を策定し、計画の履行が認められる場合解除する。また、除外事由（市要綱第2条の3第1項）に該当することとなった場合も解除する。

## 7. 今後のスケジュールについて

R8.3月	厚生消防常任委員会へ報告
R8.3月	国保医療課と債権管理課で給付履歴の共有
R8.3～5月	措置の事前通知対象者へ国民健康保険税滞納措置勧奨通知書等の発送
R8.6月	資格確認書（特別療養）措置候補者名簿の作成
R8.7月	措置対象者審査委員会を開催し、措置対象者を決定
R8.7月	措置対象者へ特別療養費支給決定通知書及び資格確認書（特別療養）を交付
R8.8月	適用開始

## 8. その他

本制度について、市HPや国保加入世帯へ配布するパンフレットに掲載し、周知予定。